



2008~2009年度  
国際ロータリーのテーマ  
夢をかたちに  
2008~2009年度  
RI会長 李東建

## 第1383回例会

～職業奉仕月間・米山月間～  
クラブテーマ：「熱田の社・友愛・気品」

2008年10月2日(木) 晴 第13回

司 会：梅村昌孝会場委員  
斉 唱：「君が代」「奉仕の理想」  
ゲストスピーカー：名古屋地方裁判所刑事次席書記官  
鈴木孝始さん

### 会長挨拶

松井善則会長



10月度は職業奉仕月間であります。職業奉仕に対して一口で言いますと、各々のロータリアンが自らの職業を通じて人々に奉仕し、高い道徳水準を実践することを奨励する月間であります。日本のロータリアンは特に職業奉仕をとても大切な奉仕活動と考えています。企業の不祥事が続く昨今、企業倫理の問題を重視し、そのような問題について常に考え自らの襟を正しています。又、自分の職業やその専門性を活用して地域社会や国際社会に貢献しています。

### 一蚊(モスキート)について

“太平の眠りを覚ます蒸気船” これは徳川300年のことでありますが、ごく我々の身近な所で太平の眠りを破られる不愉快極まりないことが「蚊」であります。蚊が出るのは真夏の時よりも一段落した今頃が最盛期ではないかと思われます。「蚊の鳴くような」その声も、浅い眠りの耳元には十分大きく聞こえるものです。羽音をもうろうと聞き、見当をつけて頬のあたりをひっぱたき、何度もしくじると布団をかぶるしかありません。しかしすぐに暑くなるのではねのけて、また蚊との対決になります。

蚊の不快快さを文人正岡子規は「刺客」と呼んで憎んだそうです。又、文芸評論家の樋口覚さんという人が蚊の生涯を実に得て表現しておられます。「田舎の蚊々、汝竹藪の奥に生まれてその親も知らず、昼は雪隠(便所)にひそみて伏兵となり夜は臥床(寝床)をくぐりて刺客となる」故に「汝の一生は全てこれ罪」である。

蚊と一言で言っても国内に100種類もいるそうです。米国をパニックに陥れた西ナイル熱の病原体を日本の蚊も媒介するとわかったそうです。充分気をつけましょう。

### 出席報告

入山治樹出席委員

会員72名 出席53名 (出席計算人数54名)

出席率82.8%

9月 25日 は補填により 96.8%

創立：1980年(昭和55年)1月10日  
会長：松井 善則  
幹事：田口 豊  
クラブ広報委員長：平野 好道  
例会日：毎週木曜日 PM12:30～  
会場：ビルトン名古屋  
事務局：460-0008  
名古屋市中区栄1丁目3-3  
ビルトン名古屋910号  
TEL：052-211-3803  
FAX：052-211-2623  
MAIL：27.60nagoya@mizuho-rc.jp  
URL：http://www.mizuho-rc.jp/

### 幹事報告

田口 豊幹事

- 元会員でチャーターメンバーの足立謙祐さんが10月1日(水)午前7時にお亡くなりになりました。本日の通夜、明日の告別式は密葬ということですのでお含みおき下さい。尚、11月12日に「おわかれ会」を予定されているということです。
- 本日13時35分より9階「ことぶきの間」にて第4回理事会及び第3回クラブアッセンブリーを開催いたします。関係各位は出席お願いします。
- 次週10月9日(木)13時35分より4階「梅の間」にて推薦小委員会を開催いたします。関係各位は出席お願いします。
- ロータリー国際同好会(RI認証)より第7回ロータリー全国国際大会のご案内が届いております。11月29日(土)日本将棋会館(東京・市ヶ谷)において開催され、ホストは東京RCで登録料は7000円です。当日は9時30分より受付開始です。大会参加はメークアップになります。詳細は事務局までお問い合わせください。

### 臨時例会変更のお知らせ

名古屋西				10/30(木)※
名古屋南	10/8(水)※		10/22(水)	
名古屋北	10/10(金)※			10/31(金)
名古屋東	10/6(月)			
名古屋守山		10/15(水)※		10/29(水)※
名古屋みなど	10/10(金)※			
名古屋東南		10/15(水)		
名古屋中			10/20(月)	
名古屋和合		10/15(水)※	10/22(水)	
名古屋名北		10/15(水)※		
名古屋大須	10/9(木)	10/16(木)		
名古屋栄	10/6(月)◆	10/13(月)※	10/20(月)※	10/27(月)◆
名古屋名南	10/7(火)◇			
名古屋名駅		10/15(水)※		
名古屋昭和	10/6(月)	10/13(月)※		
名古屋丸の内	10/9(木)			
名古屋錦				10/28(火)※
名古屋葵		10/16(木)※	10/23(木)※	
あま		10/13(月)※	10/20(月)	
名古屋空港		10/13(月)※		10/27(月)
名古屋清須		10/14(火)		
尾張中央	10/8(水)			10/29(水)
名古屋城北		10/14(火)	10/21(火)※	10/28(火)

(注)※は休会・その他理由につきビジター受付はありません。

◆はサイン受付時間が17:00～18:00となります。

◇はサイン受付が17:30～18:30となります。

## ニコボックス

## 入山治樹ニコボックス委員

- ・チャーターメンバーで元会員の足立君の追悼を表します。私もあまり体の調子が良くないので注意します。 中川啓二朗さん
- ・チャーターメンバーの1人足立謙祐さんが亡くなりました。残念でなりません。ご冥福をお祈り致します。 野崎 洋二さん
- ・足立さんのご冥福をお祈り致します。 岡本 忠史さん
- ・足立さんを偲んで。 近藤 洋輔さん
- ・歴代幹事の皆様に大変お世話になりました。長瀬憲八郎さん
- ・会員全員で会員増強に取組みをお願いします。全力投球で頑張ります。 小串 和夫さん
- ・9月の新世代月間出席率が400%でした。 遠山 営郎さん
- ・入山さん飲みすぎないように! 宗宮 信賢さん
- ・体調不良です。 内田 久利さん
- ・10月6日は私の誕生日です。 高木 勝さん

## 委員会報告

### 会員増強及び維持委員会:小串和夫委員長

3年間で会員を30人増やす「チャレンジ30」という計画について、本日会員増強拡大委員会を開催しました。各委員会より1人候補者をご紹介いただく具体的な日程を決め各委員長に提示致しましたので、各委員の方にもお話をあります。ご協力よろしくお願いします。

### 米山奨学委員会:松岡道弘委員長

本日メールボックスにロータリー米山記念事業豆辞典を入れておきました。ぜひご活用ください。

### 10月誕生日おめでとう

高木 勝さん 森 真佐雄さん 西本 哲さん  
細川 達也さん

### 卓話

名古屋地方裁判所刑事次席書記官 鈴木孝始さん

### 裁判員制度について



私の本職は裁判所で裁判があった時に書記官が書いた記録が正しいかをチェックすることですが、裁判員制度が始まるにあたり現在は個人店から企業まで色々な所へ説明に回させていただいております。本日は皆さんにお配りしたパンフレットを元に説明していきます。

裁判員制度は平成21年5月21日、全国60か所でスタートします。この日以降に起訴された事件が対象となりますので本格的には夏頃から始まるのではないかと思います。裁判員制度とは、国民の中から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する制度です。刑事裁判では起訴された被告人が本当に罪を犯したかどうかと、もし罪を犯していたのだとすると実際にどれ程の罰を与えればいいのかを判断します。そこに6人の裁判員と3人の裁判官が一緒に立ち会います。実際に立ち会っていただく事件は、比較的重たく、皆さんの関心があるものになります。場所は各地方裁判所50か所と支部10か所です。裁判の日数は、初めからずっと大変長くかかってしまいますので、裁判員の負担を軽減するため事前に争点と証拠を整理して皆さんに参加していただきます。約7割の事件は3日以内で終わる見込みです。裁判員になる確率は約5000人に1人、候補者になる確率は約400～800人に1人となっています。

では次に選任手続きの流れを説明していきます。先ず今年の

秋頃から名簿の作成に入ります。裁判所の方から市町村に「今年は何人程度選んでください」ということをこの秋にお願いします。それを各市町村がくじで名簿を作り、裁判所へ知らせます。そして今年の冬頃にはその人たちに「裁判員の候補として名簿に載りました」という通知が届きます。この段階では「どの時期かはわかりませんが、翌年の1年間に裁判員に選ばれる可能性があります」という予告です。その通知と一緒に「調査票」が届くので裁判員になることができない事由が有る場合この調査票に記入してください。

その後に、事件ごとに名簿の中からくじで選ばれた人へまた通知がされます。この段階では具体的に「この事件について選ばれましたので、○月○日にお越し下さい」という通知になります。1つの事件で50人から100人程度選ばれます。通知が届くのは裁判日の6～8週間ほど前で、ここでも「質問票」が同封され、辞退を希望するかどうかを聞かれます。そして選任手続きの当日に裁判所に来ていただき、最終的な辞退希望や不公平な裁判をするおそれがないかを確かめるための質問がされます。質問の内容はプライバシー保護のために非公開となっています。そして最後に6人の裁判員がくじで選任されます。3日かかる裁判を想定した場合、初日の午前中に裁判員の選任手続きを行って午後から審議を開始します。裁判員の役割は、裁判官と一緒に審理に立ち会い、被告人が有罪か無罪かなどを法廷とは別室でみんなで評議し、判決に立ち会うことです。

このように国民の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、ぜひともご協力ください。もっと詳しく内容を知るために裁判所の方でも説明のDVDを作成していますので、ご希望があればお届けします。また、制度の説明にも伺います。

### Q&A

- Q. 辞退の判断は誰がするのですか？  
A. 最終的には裁判官が判断しますが、詳しい事情を調査票や質問票に書いていただくか、病気の場合の診断書など資料がお手元にある場合は提出してください。必須ではありません。それについて裁判所が追求することはできません。
- Q. 「事件ごとに」というのは、大きい事件も小さい事件も全てですか？  
A. 重たい事件で裁判員制度に適さない場合は裁判体だけで行う可能性もあります。
- Q. 辞退を認められていないのに裁判に行かないとどうなりますか？  
A. 正当な理由が無く、辞退を認められなかったのに出席しない場合は罰則規定があります。10万円以下の過料(罰でも前科にはなりません)です。質問票に虚偽の内容を記入した場合は50万円以下の罰金になります。

### 参考

- ・裁判員選任手続における質問に対して嘘を言った場合には30万円以下の過料
  - ・質問票に虚偽の記載をして提出したり、質問に対して嘘を言った場合には50万円以下の罰金
- 嘘を言った場合の、過料と罰金の2つの罰則があるのは、悪質さとその影響度による違いによるものです。罰金は前科になります。

### 今週卓話

10月9日(木)

会員卓話:松岡 道弘さん  
テーマ:米山奨学会の近況

### 次週予定

10月16日(木)

R規定に基づき休会

### 次々週行事

10月23日(木)

職場例会及び一泊懇親会  
場所:オーエスジー株式会社及び三谷温泉「旅館 平野屋」